

	①大規模な設備の更新等に対する補助	②小規模な機器の修繕等に対する補助
補助事業者	台風21号により被災した京都府内の中小企業者等	
補助対象期間	被災日時以降に着手し、平成30年2月28日までに終了する事業	
補助対象事業	<p>台風21号により直接的に被害を受けた事業用の設備等の更新等 (同一事業について、国や府等の公的な補助金・助成金等の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合には補助対象となりません。)</p> <p>[対象経費の例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物(工場、事務所、倉庫)及び附属設備)の修繕 ・構築物、機械装置(付属の工具備品も含む)、車両運搬具、備品の購入費等 	<p>台風21号により直接的に被害を受けた事業用の機器等の修繕 (修繕の方が高額となる場合には買替えも対象となります。また、同一事業について、国や府等の公的な補助金・助成金等の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合には補助対象となりません。)</p> <p>[対象経費の例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械、屋根、床等の修繕、店内清掃、備品類買い替え、土砂撤去・搬出、ゴミ廃棄処分費等 ・復旧セール開催経費、チラシ印刷等
補助対象外経費	人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課(消費税など)、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用	
補助率	補助事業に要する経費の15%以内	補助事業に要する経費の1/2以内
補助金額	10万円以上100万円以内	10万円以内
申請受付期間	<p>平成29年12月11日(月)～12月25日(月)</p> <p>(受付時間は、募集期間中の平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時までです。)</p> <p>申請される場合には、事前に、本会までご相談・ご連絡ください。</p> <p>また、補助金は予算の範囲内で交付されますので、期間内であっても受付を終了すること、あるいは希望された金額を交付できない場合もありますのでご了承願います。</p>	
実施要領・申請書等	京都府中小企業団体中央会ホームページ(http://www.chuokai-kyoto.or.jp)にてご確認ください。ダウンロードができない場合は、本会までご連絡ください。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・直接被害を受けられた中小企業等を対象とするため、被災(り災)証明書の添付が必要です。なお、添付が困難な場合はご相談ください。 ・補助対象経費が重複しない場合、一事業者が上記①・②両方の事業を活用することは可能ですが、支援団体が異なる場合であっても、一事業を複数回活用することはできません。 	